

意見書(案)

尖閣諸島周辺海域における安全確保を求める意見書

尖閣諸島周辺では、令和2年に入り11月までの間、中国海警局の公船が311日におよび確認され、領海への侵入は26日、延べ80隻に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う日本の漁業者に対し、これまでにない大きな脅威と不安を与えている。

とりわけ、5月8日午後4時50分頃には、日本の領海内に侵入した中国公船2隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上で、操業中の日本漁船に接近し追尾する事態が発生した。また、10月11日から13日にかけては、平成24年9月の日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる約57時間以上にわたり日本の領海にとどまるなど活動を強めている。

尖閣諸島は、明治28年1月に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは明らかであるため、同海域において頻発する中国公船の領海等への侵入は、誠に遺憾であり、今後不測の事態を招くおそれがあることから、断じてあってはならない。

本県においては、平成5年に中国黒龍江省との間で友好県省を締結して以来、人的交流はもとより、経済、教育、文化などの交流が拡大し、平成23年には同省ハルビン市に「山形県ハルビン事務所」を開設して貿易の振興に取り組むなど、中国は重要なパートナーとなっている。

日中関係は、日本にとって重要な二国間関係の一つであり、その関係が安定することは、両国のみならず、アジア太平洋地域と国際社会の発展にとって絶対的な条件である。

よって、国においては、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避けるため、対話による外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域等における安全確保について適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 　あて
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年12月18日

提出者 山形県議会議会運営委員長 加賀 正和